



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2022年10月8日発行 第84号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX 077-589-3724
Email : akrkojima@ybb.ne.jp

【論考】国葬に関する法的な問題点

個人分会会員 高橋陽一(弁護士)

1 はじめに

9月27日に日本武道館で安倍元首相の国葬行われた。しかし、国葬を行うに当たっては各方面から反対の声があがった。そこで、今回行われた国葬に関してどのような点が法的に問題になり得るのか、その問題点に関する私見を記したい。

2 経緯

これまでの経緯を簡単にまとめる。

7月8日 安倍元首相銃撃事件

7月22日 国葬実施の閣議決定

8月26日 閣議決定 (一般予算予備費の中から2億4940円。警備費は含まれず)

9月27日 国葬 (参列者約4200人)

3 国葬を実施する法的根拠がないのではないか

まず、法的な問題として真っ先に挙げられるのが国葬を実施する法的な根拠がないのではないかという点である。現在の法律で国葬に関する規定としては、皇室典範第25条に「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。」というのがある。この規定によれば国葬が行われる基準が定められている。即ち国葬(大喪の礼)が行われるのは天皇が崩じたときである。しかし、日本には、上記以外にどのようなときに国葬を行うかを定めた法律はない。従って、法律がない場合に、行政が国葬を行うことができるのか、ということが問題になる。これについてはいくつか考え方(学説)があり、一番わかりやすいのは、行政が行う行為については全部法律が必要であるという考え方である(全部留保説)。しかし、この考え方は支持されていない。現在の日本では、行政が行う行為は多岐にわたっており、全てについて法律で定めるということは実際のところ難しいからだ。有力ないし通説的な考え方は、行政が権力的な行為を行うのであれば、その行為については根拠となる法律が必要であるという考え方である。

権力的な行為というのは、国民の権利を制限したり義務を課したりする行為(例えば、税金をかけるというのは、国民の財産権を制限する行為である)のほか、補助金の交付といった行為である。行政って権力をもっているな、と感じるような行為といっても良い。そのような行為については、国会で審議成立した法律にもとづいて実施しなければならない、という考え方である。仮に、法律がなくても、行政権が自由に課税したり、自由に補助金を交付できるということになると、行政権の暴走につながり国民の権利が不当に侵害されることになる。

今回の国葬が権力的な行為かどうかは、評価が分かれるかも知れない。ただ、政府は、国葬に関して批判を浴びるようになってからは、権力的な要素を排除するよう気をつけていたのだと思う。例えば、多くの教育委員会が、学校に対して半旗を掲揚することを求めなかった。これは運動の成果だと思う。

また、上記とは違った観点として、歴史的な経緯から法律が必要であるという見解もある。明治憲法下では国葬令という大正時代につくられた勅令があり、これに基づいて国葬が行われていた。この国葬令に基づいて行われた国葬の中には、山本五十六がいる。この時に国葬が行われたのは、英雄軍人の葬儀をして国民の気持ちを高めていこうとしたのであろう。政府によって国葬が利用された好例だと思う。しかし、現行憲法になって、この勅令は廃止された。その廃止された国葬を復活させるのであれば、国会でちゃんと議論をすべきだという考え方である。

4 国会の議決もないのに、国葬に関する費用を出しても良いのか

これについては、まず財政民主主義のお話しをしなければならない。日本国憲法には次のような規定があり、財政民主主義を定めている。関連するものも含めて示すと、

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

行政がなにか施策を実行するときには、財政的な裏付けが必要なので財政的な面から行政の政策や行為に国会の民主的コントロールを及ぼそうという考え方が財政民主主義の考え方である。今回の国葬では警備費を除いて2億円以上の経費がかかるといわれている。しかし、過去の例をみると、警備費がその他の費目と比べても高額になる。警備費も含めれば数十億円規模の支出になると思われる。このような多額の経費を伴う支出について国会の事前のチェックを受けることがないというのは、財政民主主義の観点からは問題である。政府は予備費から支出するといっているが、予備費は本来、予測が困難であるという場合に、国会の議決を得る時間がないほど緊急性があるときに限って支出できるものである。しかし、今回の国葬は国会の議決を得る時間がないほど緊急のものでもなく、予備費から支出する条件を満たさない。

5 国民の人権を制限するものなのか

これについては、先述のように国葬の中身の問題だと思う。評価がわかれるところかも知れないが、今回の国葬は黙祷を求められることもなく、広く国民一般の人権を侵害するものではないというのが私見である。

【書評】 畑明郎著『危険！建設残土』（自治体研究社、2022年） 個人分会会員 野口宏

建設残土をめぐっては、2021年に熱海市で盛り土が崩落、その土石流により死者26人を含む甚大な被害を出した事件が記憶に新しい。

産業廃棄物と異なり、建設残土は資源とみなされ、法律による規制がない。しかし、リニアのトンネル工事を始め、巨大公共工事によって発生した建設残土は膨大であり、基準値以上の有害物を含むものも多く、

あふれる盛り土や地下水の汚染は周辺的生活を脅かしている。しかも、被害が生じても賠償も復旧もスムーズに進まず、しばしば滞っている。そのため自治体では、独自の規制条例を制定する例も増えてきたが、国の腰は重い。

本書の1～7章では、建設残土の現状をめぐる深刻な実態と住民の反対運動の経過が多くの写真や図表とデータで明らかにされ、8章では、それらを集約した総まとめが示される。最終章では、全国の土砂条例の制定をめぐる状況が述べられ、規制のための法制化の必要性と、それに向けた知事会ほかの動きや検討経過が詳しく述べられている。

建設残土をめぐるとラブルの深刻さは驚くばかりだ。地域的には京都、滋賀、大阪、奈良、愛知、三重など関西圏が主に取り上げられている。規制条例ができるまでは、三重県の紀北町や尾鷲町には建設残土が関西や関東から大量に運搬船で運び込まれていたという。冒頭に述べた熱海市の事例も5章に詳述されている。

さらに6～7章では、北海道と北陸の新幹線延伸工事、リニア中央新幹線建設工事などトンネル主体の鉄道建設により生じた膨大な建設残土が行き場を失い、そのうえ自然由来のヒ素や鉛汚染が深刻でその取り扱いをめぐってしばしば工事の中断に追い込まれているという。

大津市に住む筆者にとって、近隣の事例は人ごととは思えない。2章には、大津市の豊島汚染土壌搬入問題、残土・産廃処分場問題、盛り土崩落問題の経過が詳述されている。6章では、北陸新幹線延伸工事に伴う汚染残土が大津市にも搬入されていたことがわかる。最終章では、2010年に制定された大津市土砂条例の内容と経過も紹介されている。

著者は土壌・地下水汚染の専門家であるが、2006年以降、地元の相談に応じ、建設残土と産業廃棄物の投棄による地下水汚染や、産廃不法投棄問題に関わってきたという。建設残土をめぐると問題を取り上げた書物はほとんどなく、本書は最初の書物である。巻末の資料リストを見ても、著者の情報収集力には頭が下がる。自治体関係者はもとより、地域の開発や生活環境に関心を持つすべての人にとって必読書と思われる。